

◇ 学位論文審査要旨 ◇

「学位論文審査要旨」は、本学において博士学位を授与された法学ならびに政治学の学位論文について、その学術的な価値を広く社会に伝えることを目的として『立命館法学』に掲載するものである。本学学位審査委員会に提出された「論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨」（「論文等審査報告書（博士）」）に基づき、さらにその学術的な価値や意義について詳しく紹介する。

なお、「論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表」（「論文等審査報告書（博士）」）については、立命館学術成果リポジトリ（通称 R-Cube）において公開している。

URL : <https://ritsumeirepo.nii.ac.jp/>

鴻 上 喜 芳

一般賠償責任保険の諸課題

——CGL・保険危機の示唆と約款標準化——

審査委員 主査 竹 濱 修

副査 中 村 康 江

副査 白 井 豊

〔論文内容の要旨〕

1 本論文の概要

学位請求論文として提出された本書『一般賠償責任保険の諸課題——CGL・保険危機の示唆と約款標準化——』（法律文化社 2020年）は、米国の賠償責任保険を範として設計された日本の賠償責任保険について、保険の自由化以降、各保険会社

が独自に約款を作成し、補償内容につき米国のそれと乖離するだけでなく、日本国内でも相当に差異が生じ、それによる問題が各所で生じていることを指摘し、損害保険業界の叡智を結集して改善を加える標準約款を作成して臨む方が十分かつ効率的な作業ができるのではないかという問題意識を提示し、独占禁止法上、このような共同行為が可能かどうかとも検討するものである。

2 本論文の構成

論文の構成は、本書において次のようである。

序論 一般賠償責任保険とは

第 I 部 賠償責任保険普通保険約款と生産物賠償責任保険約款の諸課題

第 1 章 賠償責任保険普通保険約款の課題

第 2 章 生産物賠償責任保険約款の課題

第 II 部 ビジネスリスク免責の諸課題

第 1 章 請負業者賠償責任保険における管理財物免責

第 2 章 生産物賠償責任保険における itself 免責

第 3 章 生産物賠償責任保険における減損財物免責

第 4 章 生産物賠償責任保険完成作業危険におけるビジネスリスク免責

第 5 章 生産物賠償責任保険におけるリコール免責とリコール保険

第 III 部 米国における賠償責任保険危機に関連する諸課題

第 1 章 米国の賠償責任保険危機と損害賠償請求ベース約款の登場

第 2 章 米国の医療事故賠償責任保険における第三の保険危機

第 3 章 米国における RRG の躍進

第 4 章 米国の医療事故賠償責任保険のマーケット変化

第 5 章 損害賠償請求ベース約款の接続問題

第 IV 部 日本における賠償責任保険約款の標準化

結語

3 本論文の内容

序論は、上記の問題意識と賠償責任保険約款の標準化が法的に可能かという問題を投げかける。

第Ⅰ部は、米国の ISO（Insurance Services Office）の作成した賠償責任保険の標準約款が保険業界の経験から数度にわたる改訂を経て、改善されて来ているのに対して、日本のその約款は、損保各社が個別に対応しており、2010年施行の保険法に対応するときに改訂を加えられたが、導入当初に範とした米国約款からはかなり乖離したものになっていること、そして問題点に対応できているものと、主要4点にまとめた課題（①使用不能損害、②免責事由〔法令違反免責、ビジネスリスク免責〕、③テールカバー、④その他の実務未対応事項）が指摘されている。

第Ⅱ部は、上述の課題のうち、ビジネスリスク免責の諸課題が検討されている。賠償責任保険のビジネスリスク免責は、通常予測可能なビジネスリスクにつき保険転嫁ではなく、製品・サービスの価格に反映されるべきであり、それにより保険料が抑えられ、被保険者の効率的な事業遂行の動因となることによる。第1章では請負業者賠償責任保険における管理財物免責、第2章および第3章では、生産物賠償責任保険における itself 免責と減損財物免責、第4章では、生産物賠償責任保険の完成作業危険におけるビジネスリスク免責、第5章では、同保険のリコール免責とリコール保険が検討され、日米の約款内容を比較し、その巧拙とともに日本の約款の足らざる部分や課題が個別に指摘されている。たとえば、itself 免責は、生産物自体や仕事の目的物自体の損害を免責とするものであり、リスクが被保険者の技術力や業務品質に対する被保険者の態度等に依存し、均質なりスク集団を前提とする保険制度に馴染みにくいことが保険者免責の理由として挙げられる。日本の最近の約款は、完成品の一部に欠陥がある場合にも全部免責となる。米国の CGL（Commercial General Liability）約款は、部分的な欠陥を除去等すれば修復可能なもののみを免責（減損財物免責）としており、完成品の他の部分が欠陥生産物により損壊したことによる損害は填補対象としている。これに対し、日本の約款は、免責範囲が広すぎるのではないかという。また、財物の使用不能損害についても、日本では補償対象にして来なかったが、CGL 約款等に見られるように、特別約款レベルで補償対象に追加すべきであるという。

第Ⅲ部は、米国における3度の賠償責任保険危機（医療事故賠償責任保険の危機を含む）の経験から日本への示唆を得ようとする。米国は、1970年代半ばに製造物責任訴訟が急増し、賠償額も増加の一途を辿り、同保険の保険料率が高騰したり、引受拒絶が起り、保険の手配ができない第一次保険危機に遭遇する。しかし、高金利と投資収益の好調に支えられ、この危機が過ぎたが、1980年代半ばには、金利の低下と拡大する訴訟件数、損害賠償額の高騰から第二次保険危機が起る。さらに、第三次保険危機は、2000年前後に医療事故賠償責任保険において、たとえば、

外科医師のこの保険の保険料が4万ドルから20万ドルや40万ドルに跳ね上がるなど、負担に耐えられない医師が辞職したり、廃業するなど医療危機を招くこととなった。これを精緻に調査分析したのが米国連邦会計検査院（GAO）と全米保険長官会議（NAIC）の報告書であり、不法行為制度改革などが行われる中で、日本に得られる示唆として、ロスの増大に備え、クレームズメイド型保険約款への移行、必要なデータの保有、診療科目ごとの保険料細分化の導入が提言される。また、保険危機への対処として同業者によるリスクの共同保有の仕組みとしてリスク保有団体（Risk Retention Group = RRG）の進展状況や米国の医療事故賠償責任保険のマーケットの変化が紹介されている。保険期間中に事故が発見されたことを保険事故とする OCC 約款（Occurrence Policy）と損害賠償請求ベースの CM 約款（Claims-made Policy）があり、更新契約や新契約に当たって後の契約がいずれの約款になるかにより無保険部分が生じうること、テールカバーと遡及カバーが適切に約定される必要がある旨が指摘されている。日本の各種賠償責任保険約款が保険会社ごとに異なり、対応も区々である部分があるので、リスクに十分に対処しきれていないことがあるとも指摘されている。

第Ⅳ部は、日本における賠償責任保険約款の個社ごとに異なる現状から、これまで指摘されてきた諸課題に対応し、改善するためには、各社が個別に検討しているは非効率であり、標準約款により共通の理解の上に、各社の独自補償を上乘せることが利便性向上という点でも効果的であるという。そのためには、独禁法および保険業法上の不当な取引制限にならないこと、許容される共同行為となることが求められる。損害保険料率算出団体に関する法律によれば、損害保険料率算出機構が損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護するという目的を達成するために必要な業務を行えるとされているので、競争制限行為にならない、使用義務のない標準約款を作成することは、米国やEUの独禁法制でも許容されていることから、認められるのではないかと主張している。

〔論文審査の結果の要旨〕

1 本論文の特徴

本博士学位申請論文は、従来、必ずしも明確に問題として意識されることのない賠償責任保険の諸課題につき生産物賠償責任保険や医師賠償責任保険などを取り上げて、個別、具体的に指摘し、その実際の対処の方法を提案している点で独自性を持ち、賠償責任保険約款の改善につき損保各社の協力により必要な情報を得て、約款の標準化により約款の明瞭化・透明性および補償内容の改善・見直しに継

続的に取り組むことができると主張する点に、特色がある。賠償責任保険が企業に利用される場面で、必ずしもその保険約款の内容が十分に理解されていないまま保険契約の締結に至っている部分に光を当てている。その意味で、本論文は、中小企業等の賠償責任保険の利用につき、その約款により良く改善された中身が求められることを意識しているものと見られる。この点は、後述の公聴会における質疑においていっそう明らかになった。もちろん、独禁法違反など不当な競争制限行為になってはならないので、あくまで標準約款の作成に留め、その使用は任意とし、損保各社がさらに独自の特約などを上乘せすることなどを前提にしている。かかる見解は、1990年代後半以降の保険自由化の中では、およそなかった主張であり、そこに本論文の特徴がある。

2 本論文の評価

【1】研究課題とその意義の明確性

本論文は、賠償責任保険約款の内容上の課題を個別具体的に指摘し、その解決方法などを提示するとともに、今後の方向性を示す点で、研究課題とその意義が明確に示され、その意義づけに説得力がある。

【2】研究方法の適正性

賠償責任保険契約の内容上の諸課題を析出するに当たって、わが国のその約款の母国となった米国の賠償責任保険約款との比較を行い、歴史的にも跡付けながら、現在の契約内容の検討を深めている。その意味で、妥当な研究方法が採られており、先行業績も適切に引用、援用されている。

【3】叙述内容の論理性および体系的性

本論文の構成は、まず、わが国の賠償責任保険の諸課題を、米国のそれと比較しながら析出し、次に、米国の保険危機など、その約款の拠って来る淵源を客観的に述べた上で、日本における賠償責任保険約款の標準化を提言する。この論旨は、論理的にも一貫しており、体系的な視野の下に提言が行われている点で、優れている。

【4】研究内容の独創性

本論文の主張は、いくつかは先行業績によっても主張されて来た部分はあるが、それに加えて、比較法研究の中から独自に指摘する課題も多く、かつ企業が利用する賠償責任保険において約款の標準化による賠償責任保険契約の内容の改善を目指すという独自の主張があり、その点に学術的な独創性が認められ、本研究に高い評価ができる。

【5】研究内容の国際性

本論文のライトモチーフが、わが国の賠償責任保険約款と米国のそれとの比較研究であり、とりわけ損害賠償請求訴訟が頻繁な米国との比較であるという点で、わが国の狭い範囲の課題の検討とは異なり、多くの外国文献を利用して議論を展開する国際的視野を持つものである。その意味で、本研究分野に関する業績として十分な普遍性を有し、研究内容に国際性が認められる。

以上により、本審査委員会は、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

公聴会は、2021年6月25日（金）14時40分から16時40分まで、コロナウイルス感染防止のため、Zoom によるオンライン会議方式で行われた。公聴会では、学位申請者により本論文の概要につき報告が行われ、その後、活発な質疑が交わされた。学位申請者は、質問に対して、本論文の内容をさらに豊富にする的確な説明を行い、本論文の研究上の意義が改めて確認されるとともに、学位申請者の優れた研究能力が示された。

本学位申請は、本学学位規程第18条第2項に基づくものであり、学位申請者は長年にわたって大学の学部において保険に関する講義などを担当し、本論文のほかにも多くの研究業績があること、学会での評価、さらには公聴会における質疑に対する的確な応答により、専門知識を十分に有することを確認した。外国語能力については、学位申請論文において用いられた外国文献の質・量および公聴会における質疑応答から、外国語文献の読解においても十分な力量があることを確認した。これにより、本学学位規程第25条第1項により、学力試験を免除した。

以上により、本審査委員会は、全員一致で、本学学位規程第18条第2項に基づいて、本学位申請者に対し、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当と判断した。